

技術基準整合性チェックリスト

(参考資料)

規格番号: JIS C8283-1(2012) 規格名: 家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル 第1部: 一般要求事項

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 機器用ケーブルは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4 17	4 一般要求事項 機器用ケーブルは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。 17 コンタクトの動作 機器用ケーブルのコンタクトとピンは、滑りの動作を伴う接続で行わなければならない。	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	13	13 構造 13.1 機器用ケーブルは、機器用インレットの接地極とコネクタの通電極のコンタクトとの間で、偶然に接触するおそれがないように設計しなければならない。 13.4 機器用インレットのピンは、確実に固定し、十分な機械的強度をもたなければならない。ピンは、工具を用いずに取外しができてはならず、また、外覆いによって囲まれていなければならない。 13.8 コネクタ本体の各部分は、相互に確実に固定し、工具を用いずにコネクタを分解できてはならない。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付随する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 8.6 コード交換型コネクタは、次の取扱説明とともに供給しなければならない。 a) 導体の接続方法、特に接地用導体の(余分な)長さ及びコード止めの操作を示した図 b) スリーブ及び取り除く絶縁物の長さを示した実物大図 c) 適切なコードのサイズ及びタイプ	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	17 24	17 コンタクトの動作 十分な接触圧をもち、通常の使用状態で劣化するおそれがあることはない。 24 耐熱性及び耐劣化性 24.2 エラストマ又は熱可塑性材料のコネクタは、劣化に対する十分な耐性をもっていなければならない。	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	18	18 高温用及び超高温用機器用カプラーの耐熱性 18.1 高温用及び超高温用機器用カプラーは、機器、その他の装置から発生する熱に十分耐えなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	10 14 24 28	10 感電に対する保護 10.4 コネクタの外郭部品は組立用ねじ又はこれに類するものを除き、絶縁材料でできていなければならない。接地極をもたない機器用インレット、及び接地極をもつ2.5Aの機器用インレットの外覆い及びベースは、絶縁材料でできていなければならない。 14 耐湿性 機器用カプラーは、通常の使用状態における湿気に耐えなければならない。 24 耐熱性及び耐劣化性 24.1 機器用カプラーは、十分な耐熱性をもっていなければならない。 28 耐腐食性 鉄製の部分は、さびに対して適切に保護しなければならない。	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	10	10 感電に対する保護 10.1 機器用カプラーは、機器用インレットにコネクタを部分的に又は完全にかん合させたときに、インレットの充電部に触れることができないように設計しなければならない。	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	10	10 感電に対する保護 10.3 充電部に触れることを防止している部品は、工具を用いずに取外しができてはならない。これらの部品を固定する手段は、充電部から絶縁しなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	15	15 絶縁抵抗及び耐電圧 15.1 機器用カプラーの絶縁抵抗及び耐電圧は、要求事項を満足しなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	24 27	24 耐熱性及び耐劣化性 24.1 機器用カプラーは、十分な耐熱性をもっていなければならない。 27 絶縁材料の熱耐性、耐火性及び耐トラッキング性 27.1 電気的作用による熱ストレスを受けるおそれのある絶縁材料性の部品又は安全性を損ねる劣化が起りえる部品は、アクセサリの内部で発生する熱及び炎によって著しい影響を受けてはならない。	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	21	21 温度上昇 コンタクト、その他の通電部は、電流が流れて生じる温度上昇が過度にならないように設計しなければならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 機器用カブラは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	23 25	23 機械的強度 23.1 機器用カブラは十分な機械的強度をもっていなければならない。 25 ねじ、通電部及び接続 25.1 電氣的接続部又は機械的接続部は、通常の使用状態において生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	20	20 通常操作 機器用カブラは、通常の使用状態において起こり得る機械的、電氣的及び熱的応力に対し、過度に摩耗したり、他の有害な影響を受けることなく、それに耐えるものでなければならない。 試料は、次のとおりでなければならない。 - 充填物の流出がない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 機器用カブラは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。	接続機器であり、一般的に人体に危害を及ぼすような電磁波を発生させる機構はない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	16	16 コネクタの抜き差しに必要な力 16.1 機器用カブラの構造は、コネクタの挿入及び引抜きが容易にできなければならない。かつ、通常の使用においてコネクタが機器用インレットから抜け落ちるのを防止しなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 機器用カブラは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。	接続機器であり、一般的に始動、停止する機構は持たない。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 機器用カプラーは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。	接続機器であり、一般的に始動、停止する機構は持たない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 機器用カプラーは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。	接続機器であり、一般的に始動、停止する機構は持たない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	13	13 構造 13.12 機器用インレットに組み込みリレー、自動温度調節器及び温度過昇防止装置は、関連するJISに適合しなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	29	29 電磁両立性(EMC)要求事項 29.1 イミュニティ 29.1.1 電子部品を内蔵していないアクセサリ これらのアクセサリは、通常、電磁妨害に影響されないため、イミュニティ試験は要求しない。	接続機器であり、一般的に電磁妨害に影響される機構がないことから非該当とする。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	29	29 電磁両立性(EMC)要求事項 29.2 エミッション 29.2.1 電子部品を内蔵していないアクセサリ これらのアクセサリは、電磁妨害を発生しない。したがって、エミッション試験は必要としない。	接続機器であり、一般的に電磁波を発生させる機構がないことから非該当とする。
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 8.7 規格で要求する表示は、読みやすく、容易に消えてはならない。	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-		当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-		当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-		当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C8283-2-4(2012) 規格名: 家庭用及びこれに類する用途の機器用カブラー 第2-4部: 機器の質量によってかん(嵌)合するカブラ

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JIS C8283-1の箇条4による。 (機器用カブラは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。)	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4 17	4 一般要求事項 一般要求事項は、JIS C8283-1の箇条4による。 (機器用カブラは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。) 17 コンタクトの動作 コンタクトの動作は、JIS C8283-1の箇条17による。 (機器用カブラのコンタクトとピンは、滑りの動作を伴う接続で行わなければならない。)	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	13	13 構造 構造は、JIS C8283-1の箇条13による。ただし、13.4、13.5及び13.12は、それぞれ次に置き換える。 (13.1 機器用カブラは、機器用インレットの接地極とコネクタの通電極のコンタクトとの間で、偶然に接触するおそれがないように設計しなければならない。) 13.4 質量かん合形機器用インレットのピンは、次のとおりでなければならない。 - 確実に保持されている。 - 適切な機械的強度をもっている。 - 工具を用いずに取外すことができない。 - 充電部は、外覆いで囲まれていなければならない。 (13.8 コネクタ本体の各部は、相互に確実に固定し、工具を用いずにコネクタを分解できてはならない。)	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 8.6 コード交換型コネクタは、次の説明書を付けて供給しなければならない。 a)導体の接続方法、特に接地用導体の(余分な)長さ及びコード止めの方法を示した図 b)スリーブ接続の長さ及び剥ぎ取る絶縁を示した実寸ダイヤグラム c)適切なコードのサイズ及びタイプ d)コネクタ及びインレットの取付けのタイプ	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	17 24	17 コンタクトの動作 コンタクトの動作は、JIS C8283-1の箇条17による。 (十分な接触圧をもち、通常の使用状態で劣化するおそれがあるとはならない。) 24 耐熱性及び耐劣化性 耐熱性及び耐劣化性は、JIS C8283-1の箇条24による。 (24.2 エラストマ又は熱可塑性材料のコネクタは、劣化に対する十分な耐性をもっていなければならない。)	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	18	18 高温用及び超高温用機器用カブラの耐熱性 高温用及び超高温用機器用カブラの耐熱性は、JIS C8283-1の箇条18による。 (18.1 高温用及び超高温用機器用カブラは、機器、その他の装置から発生する熱に十分耐えなければならない。)	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	10 14 24 28	10 感電に対する保護 感電に対する保護は、JIS C8283-1の箇条10による。 (10.4 コネクタの外郭部品は組立用ねじ又はこれに類するものを除き、絶縁材料でできていなければならない。接地極をもたない機器用インレット、及び接地極をもつ2.5Aの機器用インレットの外覆い及びベースは、絶縁材料でできていなければならない。) 14 耐湿性 14.1 質量かん合形カブラは、通常使用における湿気に耐えなければならない。 24 耐熱性及び耐劣化性 耐熱性及び耐劣化性は、JIS C8283-1の箇条10による。 (24.1 機器用カブラは、十分な耐熱性をもっていなければならない。) 28 耐腐食性 耐腐食性は、JIS C8283-1の箇条28による。 (鉄製の部分は、さびに対して適切に保護しなければならない。)	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	10	10 感電に対する保護 感電に対する保護は、JIS C8283-1の箇条10によるほか、次による。 10.1 機器用カブラは、機器用インレットにコネクタを部分的に又は完全にかん合せたとき、インレットの充電部に触れることができないように設計しなければならない。 質量かん合形機器用コネクタは、コネクタを適切に組み立て、通常使用するように配線したとき、充電部及びそこに接続する部分に触れないように設計しなければならない。	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	10	10 感電に対する保護 感電に対する保護は、JISC8283-1の箇条10による(10.3 充電部に触れることを防止している部品は、工具を用いずに取り外しができてはならない。これらの部品を固定する手段は、充電部から絶縁しなければならない。)	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	15	15 絶縁抵抗及び耐電圧 絶縁抵抗及び耐電圧は、JISC8283-1の箇条15による(15.1 機器用カブラの絶縁抵抗及び耐電圧は、要求事項を満足しなければならない。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	24 27	24 耐熱性及び耐劣化性 耐熱性及び耐劣化性は、JISC8283-1の箇条24による(24.1 機器用カブラは、十分な耐熱性をもっていなければならない。) 27 絶縁材料の熱耐性、耐火性及び耐トラッキング性 27.1 非金属材料の部品は、着火及び炎の広がりに対する耐性がなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	21	21 温度上昇 接点、その他の通電部は、電流の通過による過剰な温度上昇を防止するように設計しなければならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC8283-1の箇条4による(機器用カブラは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。)	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	23 25	23 機械的強度 23.1 質量かん合形機器用カブラは、適切な機械的強度をもたなければならない。 25 ねじ、通電部及び接続 ねじ、通電部及び接続は、JISC8283-1の箇条25による。(25.1 電氣的接続部又は機械的接続部は、通常の使用状態において生じる機械的応力に耐えなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	20	20 通常操作 質量かん合形機器用カブラは、過剰な磨耗、その他の有害な作用なしに、通常使用において発生する機械的、電氣的及び熱的応力に耐えなければならない。 試料は、次のものがあるてはならない。 - シーリング材の流出	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC8283-1の箇条4による(機器用カブラは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。)	接続機器であり、一般的に人体に危害を及ぼすような電磁波を発生させる機構はない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	16	16 コネクタの抜き差しに必要な力 16.1 質量かん合形機器用カブラの構造は、コネクタが機器又は装置の質量で完全にかん合し、かつ、電源台の質量で抜けるものでなければならない。これらの質量の最小値は、製造業者の取付指示書に記載しなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC8283-1の箇条4による(機器用カブラは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。)	接続機器であり、一般的に始動、停止する機構は持たない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC8283-1の箇条4による(機器用カブラは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。)	接続機器であり、一般的に始動、停止する機構は持たない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC8283-1の箇条4による(機器用カブラは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。)	接続機器であり、一般的に始動、停止する機構は持たない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	13	13 構造 13.12 質量かん合形コネクタ又は質量かん合形機器用インレットに組み込むリレー、自動温度調節器及び温度過昇防止装置は、関連するJISに適合しなければならない。	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	29	29 電磁両立性(EMC)要求事項 電磁両立性(EMC)要求事項は、JISC8283-1の箇条29による (29.1 イミュニティ 29.1.1 電子部品を内蔵していないアクセサリ これらのアクセサリは、通常、電磁妨害に影響されないため、イミュニティ試験は要求しない。)	接続機器であり、一般的に電磁妨害に影響される機構がないことから非該当とする。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を生ずるおそれがないものとする。	該当 非該当	29	29 電磁両立性(EMC)要求事項 電磁両立性(EMC)要求事項は、JISC8283-1の箇条29による (29.2 エミッション 29.2.1 電子部品を内蔵していないアクセサリ これらのアクセサリは、電磁妨害を発生しない。したがって、エミッション試験は必要としない。)	接続機器であり、一般的に電磁波を発生させる機構がないことから非該当とする。
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JISC8283-1の箇条8による (8.7 規格で要求する表示は、読みやすく、容易に消えてはならない。)	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-		当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用ものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用もの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用ものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-		当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-		当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C8281 - 1(2011) 規格名: 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ - 第1部: 一般要求事項

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	11 13	11 接地接続の手段 11.1 絶縁故障の場合に充電部となるおそれがある人が触れることができる金属部は、接地端子をもつか又は恒久的かつ確実に接地端子に接続しなければならない。 13 構造 13.1 絶縁物の内張り、隔壁などは、十分な機械的強度をもち、確実な方法で固定しなければならない。 13.3 感電に対する保護をする、カバー、カバープレート、操作部又はそれらの部分は、有効な固定によって、2か所以上で所定の位置に保持するようになっていなければならない。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 8.8 スイッチを取り付けるとき特別な措置が必要な場合は、これらの詳細は、スイッチに添付する取扱説明書に示さなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	15 19 20	15 耐老化性、防水性及び耐湿性 15.1 耐老化性 スイッチは、経年劣化に耐えなければならない。 15.3 耐湿性 スイッチは、通常の使用状態で発生する可能性のある湿気に耐えなければならない。 19 平常動作 19.1 スイッチは、過度の摩耗、その他の有害な影響を受けず、通常の使用状態で生じる機械的ストレス、電気的ストレス、及び熱的ストレスに耐えなければならない。 20 機械的強度 スイッチ、ボックス及び一般用以外のねじ込み式グラウンド(パッキン押さえ)はその取付けのとき及び使用の間に加わるストレスに耐えるように、十分な強度をもたなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示がされているものとする。	該当 非該当	24	24 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性 24.2 IPX0を超えるIPコードのスイッチの充電部を所定の位置に保持する絶縁物は、耐トラッキング性材料でなければならない。	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	10 21 22 25	10 感電に対する保護 10.3 定格電流が16A以下のスイッチの人が触れることができる部品は、次を除いて、絶縁材料製でなければならない。 21 耐熱性 スイッチ及びボックスは、十分な耐熱性をもたなければならない。 22 ねじ、通電部及び接続部 22.5 端子(接地端子も含む。)を含む通電部は、機器に発生する条件によって必要とするその用途に対応した十分な機械的強度、導電性及び耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。 22.6 通常の使用状態で滑り動作を受ける接点は、耐腐食性金属でなければならない。 25 耐腐食性 カバー及びボックスを含む鉄製部品は、さびに対して適切に保護してなければならない。	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	10	10 感電に関する保護 10.1 スイッチは、通常の使用状態に取り付け、結線したとき、工具を使用しないで外すことができる部品を外した後も充電部に接触できないように設計してなければならない。	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	10	10 感電に関する保護 10.2 ノブ、操作レバー、押しボタン、ロッカーなどは、絶縁材料製でなければならない。ただし、人が触れることができる金属部を二重絶縁若しくは強化絶縁によって機構の金属部から分離しているか、又はその金属部を確実に接地している場合は除く。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けのおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	16	16 絶縁抵抗及び耐電圧 スイッチの絶縁抵抗及び耐電圧は、十分でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	21 24	21 耐熱性 スイッチ及びボックスは、十分な耐熱性をもたなければならない。 24 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性 24.1 電気的作用によって熱的ストレスにさらされ、その劣化が、スイッチの安全性を損なう絶縁材料の部分は、異常な熱又は火災によって著しく影響を受けてはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	17	17 温度上昇 17.1 スイッチは、通常の使用状態で過度の温度上昇がないような構造でなければならない。	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	13 20 22	13 構造 13.1 絶縁物の内張り、隔壁などは、十分な機械的強度をもち、確実な方法で固定しなければならない。 20 機械的強度 スイッチ、ボックス及び一般用以外のねじ込み式(パッキン押さえ)は、その取付けのとき及び使用の間に加わるストレスに耐えるように、十分な機械的強度をもたなければならない。 22 ねじ、通電部及び接続部 22.1 電氣的及び機械的接続部は、通常使用で生じる機械的ストレスに耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	23	23 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離 23.2 絶縁シーリングコンパウンドは、それが入るくぼみの線から上にはみ出してはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	26	26 電磁環境両立性(EMC) 26.2 エミッション 電磁妨害は、開閉動作中に限り発生することがあるが、これは、連続的でないことからエミッション試験は必要としない。	配線器具であり、開閉動作中に限り電磁障害が発生することがあるが、これは、連続的でないことから非該当とする。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	14	14 機構 14.1 スwitchの操作部から手を離れたときに、操作部は、自動的に可動接点の位置に対応した位置を取らなければならない。 14.2 スwitchは、可動接点が入及び切の位置だけで、静止するような構造でなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。	配線器具であり、一般的に、それ自体が始動、停止しない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。	配線器具であり、一般的に、それ自体が始動、停止しない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。	配線器具であり、一般的に、それ自体が始動、停止しない。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	15	15 耐老化性、防水性及び耐湿性 15.2 スイッチの外郭による保護 スイッチの外郭は、スイッチのIP分類に従って、危険部分への接近、外部固形物の進入による有害な影響及び水の浸入による有害な影響に対する保護を備えていなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	26	26 電磁環境両立性(EMC) 26.1 イミュニティ この規格の適用範囲内のスイッチは、電磁妨害に耐えるので、イミュニティ試験は必要としない。	配線器具であり、一般的に、この規格の適用範囲内のスイッチは、電磁妨害に耐えることから、非該当とする。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	26	26 電磁環境両立性(EMC) 26.2 エミッション 電磁妨害は、開閉動作中に限り発生することがあるが、これは連続的でないことからエミッション試験は必要としない。	配線器具であり、電磁妨害が開閉動作中に限り発生することがあるが、これは連続的でないことからことから、非該当とする。
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 8.9 表示は、耐久性があり、読みやすくなければならない。	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているもの)に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C8281 - 2 - 1(2012) 規格名: 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ - 第2 - 1部: 電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	10 11 13 101	10 感電に対する保護 10.101 カバー、カバープレート又はヒューズが工具を使用しないで取り外せるとき、及び保守目的でヒューズを交換するときに使用者のための取扱説明書に工具を使用してカバー又はカバープレートを外すことを記載しているとき、カバー又はカバープレートを取り外した後も充電部に接触できないようになっていなければならない。 11 接地接続の手段 接地接続の手段はJISC8281-1の箇条11による。 (11.1 絶縁故障の場合に充電部となるおそれがある人が触れることのできる金属部は、接地端子をもつか又は恒久的かつ確実に接地端子に接続しなければならない。) 13 構造 構造はJISC8281-1の箇条13による。 (13.1 絶縁物の内張り、隔壁などは、十分な機械的強度をもち、確実な方法で固定しなければならない。 13.3 感電に対する保護をする、カバー、カバープレート、操作部又はそれらの部分は、有効な固定によって、2か所以上で所定の位置に保持するようになっていなければならない。) 101 異常状態 電子スイッチは、異常状態でも危険な状態を生じてはならない。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示はJISC8281-1の箇条8による。 8.8 JISC8281-1の8.8によるほか、次による。 (スイッチを取り付けるとき特別な措置が必要な場合は、これらの詳細は、スイッチに添付する取扱説明書に示さなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	15 19 20	15 耐老化性、防水性及び耐湿性 耐老化性、防水性及び耐湿性はJISC8281-1の箇条15による。 (15.1 耐老化性 スイッチは、経年劣化に耐えなければならない。 15.3 耐湿性 スイッチは、通常の使用状態で発生する可能性のある湿気に耐えなければならない。) 19 平常動作 電子スイッチは、過度の破損、その他の有害な影響なしに、通常の使用状態で生じる機械的、電氣的及び熱的応力に耐えなければならない。 20 機械的強度 機械的強度はJISC8281-1の箇条20による。 (スイッチ、ボックス及び一般用以外のねじ込み式グラウンド(パッキン押さえ)はその取付けのとき及び使用の間に加わるストレスに耐えるように、十分な強度をもたなければならない。)	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	24	24 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性はJISC8281-1の箇条24による。 (24.2 IPX0を超えるIPコードのスイッチの充電部を所定の位置に保持する絶縁物は、耐トラッキング性材料でなければならない。)	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	10 21 22 25	10 感電に対する保護 感電に対する保護はJISC8281-1の箇条10による。 (10.3 定格電流が16A以下のスイッチの人が触れることができる部品は、次を除いて、絶縁材料製でなければならない。) 21 耐熱性 耐熱性はJISC8281-1の箇条21による。 (スイッチ及びボックスは、十分な耐熱性をもたなければならない。) 22 ねじ、通電部及び接続部 ねじ、通電部及び接続部はJISC8281-1の箇条22による。 (22.5 端子(接地端子も含む。))を含む通電部は、機器に発生する条件によって必要とするその用途に対応した十分な機械的強度、導電性及び耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。 22.6 通常の使用状態で滑り動作を受ける接点は、耐腐食性金属でなければならない。) 25 耐腐食性 耐腐食性はJISC8281-1の箇条25による。 (カバー及びボックスを含む鉄製部品は、さびに対して適切に保護していなければならない。)	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	10	10 感電に関する保護 感電に関する保護はJISC8281-1の箇条10による。 (10.1 スwitchは、通常の使用状態に取り付け、結線したとき、工具を使用しないで外すことができる部品を外した後も充電部に接触できないように設計していなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	10	10 感電に関する保護 感電に関する保護はJISC8281-1の箇条10による。 (10.2 ノブ、操作レバー、押しボタン、ロッカーなどは、絶縁材料製でなければならない。ただし、人が触れることができる金属部を二重絶縁若しくは強化絶縁によって機構の金属部から分離しているか、又はその金属部を確実に接地している場合は除く。)	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	16	16 絶縁抵抗及び耐電圧 絶縁抵抗及び耐電圧はJISC8281-1の箇条16による。 (スイッチの絶縁抵抗及び耐電圧は、十分でなければならない。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	21 24	21 耐熱性 耐熱性はJISC8281-1の箇条21による。 (スイッチ及びボックスは、十分な耐熱性をもたなければならない。) 24 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性はJISC8281-1の箇条24による。 (24.1 電気的作用によって熱的ストレスにさらされ、その劣化が、スイッチの安全性を損なう絶縁材料の部分は、異常な熱又は火災によって著しく影響を受けてはならない。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	17	17 温度上昇 電子スイッチは、通常の使用状態で過度の温度上昇がないような構造でなければならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	13 20 22	13 構造 構造はJISC8281-1の箇条13による。 (13.1 絶縁物の内張り、隔壁などは、十分な機械的強度をもち、確実な方法で固定しなければならない。) 20 機械的強度 機械的強度はJISC8281-1の箇条20による。 (スイッチ、ボックス及び一般用以外のねじ込み式(パッキン押さえ)は、その取付けのとき及び使用の間に加わるストレスに耐えるように、十分な機械的強度をもたなければならない。) 22 ねじ、通電部及び接続部 ねじ、通電部及び接続部はJISC8281-1の箇条22による。 (22.1 電氣的及び機械的接続部は、通常使用で生じる機械的ストレスに耐えなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	23	23 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通じた絶縁距離 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通じた絶縁距離はJISC8281-1の箇条23による。 (23.2 絶縁シーリングコンパウンドは、それが入るくぼみの線から上にはみ出してはならない。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	26 26.2.1	26 電磁環境両立性(EMC) 26.2.1 低周波エミッション 電子スイッチは、回路網に過度の妨害を引き起こさないように設計しなければならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	14	14 機構 機構はJISC8281-1の箇条14による。 (14.1 スwitchの操作部から手を離れたときに、操作部は、自動的に可動接点の位置に対応した位置を取らなければならない。 14.2 スwitchは、可動接点が入及び切の位置だけで、静止するような構造でなければならない。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	配線器具であり、一般的に、それ自体が始動、停止しない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	配線器具であり、一般的に、それ自体が始動、停止しない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	配線器具であり、一般的に、それ自体が始動、停止しない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	13 15	13 構造 13.101 ランプ回路用の電子スイッチに組み込む自動保護装置は、少なくともマイクロギャップ構造でなければならない。 15 耐老化性、防水性及び耐湿性 耐老化性、防水性及び耐湿性はJISC8281-1の箇条15による。 (15.2 スwitchの外郭による保護 スイッチの外郭は、スイッチのIP分類に従って、危険部分への接近、外部固形物の進入による有害な影響及び水の浸入による有害な影響に対する保護を備えていなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	26 26.1	26 電磁環境両立性(EMC) 26.1 イミューンディ 電子スイッチは、スイッチの状態(“入”又は“切”)及びノ又は設定値が妨害に対して保護されるように設計しなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	26 26.2.1	26 電磁環境両立性(EMC) 26.2.1 低周波エミッション 電子スイッチは、回路網に過度の妨害を引き起こさないように設計しなければならない。	
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 端子はJISC8281-1の箇条8による。 (8.9 表示は、耐久性があり、読みやすくなければならない。)	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	<p>三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当			当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	<p>四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当			当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C8281 - 2 - 2(2012) 規格名: 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ - 第2 - 2部: 電磁遠隔制御式スイッチ(RCS)の個別要求事項

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	11 13 101	11 接地接続の手段 接地接続の手段はJISC8281-1の箇条11による。 (11.1 絶縁故障の場合に充電部となるおそれがある人が触れることのできる金属部は、接地端子をもつか又は恒久的かつ確実に接地端子に接続しなければならない。) 13 構造 構造はJISC8281-1の箇条13による。 (13.1 絶縁物の内張り、隔壁などは、十分な機械的強度をもち、確実な方法で固定しなければならない。) 13.3 感電に対する保護をする。カバー、カバープレート、操作部又はそれらの部分は、有効な固定によって、2か所以上で所定の位置に保持するようになっていなければならない。) 101 制御回路の異常状態 RCSは、制御回路が異常動作中の挙動(例えば、押しボタンの戻り不良)によって、周囲及び使用者に危険を与えることがないような構造でなければならない。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示はJISC8281-1の箇条8による。 8.8 JISC8281-1の8.8によるほか、次による。 (スイッチを取り付けるとき特別な措置が必要な場合は、これらの詳細は、スイッチに添付する取扱説明書に示さなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	15 19 20	<p>15 耐老化性、防水性及び耐湿性 耐老化性、防水性及び耐湿性はJISC8281-1の箇条15による。 (15.1 耐老化性 スイッチは、経年劣化に耐えなければならない。 15.3 耐湿性 スイッチは、通常の使用状態で発生する可能性のある湿気に耐えなければならない。)</p> <p>19 平常動作 平常動作はJISC8281-1の箇条19による。 (19.1 スwitchは、過度の摩耗、その他の有害な影響を受けず、通常の使用状態で生じる機械的ストレス、電気的ストレス、及び熱的ストレスに耐えなければならない。)</p> <p>20 機械的強度 機械的強度はJISC8281-1の箇条20による。 (スイッチ、ボックス及び一般用以外のねじ込み式グランド(パッキン押さえ)はその取付けのとき及び使用の間に加わるストレスに耐えるように、十分な強度をもたなければならない。)</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	24	<p>24 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性はJISC8281-1の箇条24による。 (24.2 IPX0を超えるIPコードのスイッチの充電部を所定の位置に保持する絶縁物は、耐トラッキング性材料でなければならない。)</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	10 21 22 25	<p>10 感電に対する保護 感電に対する保護はJISC8281-1の箇条10による。 (10.3 定格電流が16A以下のスイッチの人が触れることができる部品は、次を除いて、絶縁材料製でなければならない。)</p> <p>21 耐熱性 耐熱性はJISC8281-1の箇条21による。 (スイッチ及びボックスは、十分な耐熱性をもたなければならない。)</p> <p>22 ねじ、通電部及び接続部 ねじ、通電部及び接続部はJISC8281-1の箇条22による。 (22.5 端子(接地端子も含む。))を含む通電部は、機器に発生する条件によって必要とするその用途に対応した十分な機械的強度、導電性及び耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。 22.6 通常の使用状態で滑り動作を受ける接点は、耐腐食性金属でなければならない。)</p> <p>25 耐腐食性 耐腐食性はJISC8281-1の箇条25による。 (カバー及びボックスを含む鉄製部品は、さびに対して適切に保護してなければならない。)</p>	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	10	10 感電に関する保護 感電に関する保護はJISC8281-1の箇条10による。 (10.1 スイッチは、通常の使用状態に取り付け、結線したとき、工具を使用しないで外すことができる部品を外した後でも充電部に接触できないように設計していなければならない。)	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	10	10 感電に関する保護 感電に関する保護はJISC8281-1の箇条10による。 (10.2 ノブ、操作レバー、押しボタン、ロッカーなどは、絶縁材料製でなければならない。ただし、人が触れることができる金属部を二重絶縁若しくは強化絶縁によって機構の金属部から分離しているか、又はその金属部を確実に接地している場合は除く。)	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	16	16 絶縁抵抗及び耐電圧 絶縁抵抗及び耐電圧はJISC8281-1の箇条16による。 (スイッチの絶縁抵抗及び耐電圧は、十分でなければならない。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	21 24	21 耐熱性 耐熱性はJISC8281-1の箇条21による。 (スイッチ及びボックスは、十分な耐熱性をもたなければならない。) 24 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性はJISC8281-1の箇条24による。 (24.1 電気的作用によって熱的ストレスにさらされ、その劣化が、スイッチの安全性を損なう絶縁材料の部分は、異常な熱又は火災によって著しく影響を受けてはならない。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	17	17 温度上昇 温度上昇はJISC8281-1の箇条17による。 (17.1 スイッチは、通常の使用状態で過度の温度上昇がないような構造でなければならない。)	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	13 20 22	13 構造 構造はJISC8281-1の箇条13による。 (13.1 絶縁物の内張り、隔壁などは、十分な機械的強度をもち、確実な方法で固定しなければならない。) 20 機械的強度 機械的強度はJISC8281-1の箇条20による。 (スイッチ、ボックス及び一般用以外のねじ込み式(パッキン押さえ)は、その取付けのとき及び使用の間に加わるストレスに耐えるように、十分な機械的強度をもたなければならない。) 22 ねじ、通電部及び接続部 ねじ、通電部及び接続部はJISC8281-1の箇条22による。 (22.1 電氣的及び機械的接続部は、通常使用で生じる機械的ストレスに耐えなければならない。)	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	23	23 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離はJISC8281-1の箇条23による。 (23.2 絶縁シーリングコンパウンドは、それが入るくぼみの線から上にはみ出してはならない。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	26	26 電磁環境両立性(EMC) 電磁環境両立性(EMC)はJISC8281-1の箇条26による。 (26.2 エミッション 電磁妨害は、開閉動作中に限り発生することがあるが、これは、連続的でないことからエミッション試験は必要としない。)	配線器具であり、開閉動作中に限り電磁障害が発生することがあるが、これは、連続的でないことから非該当とする。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	14	14 機構 機構はJISC8281-1の箇条14による。 (14.1 スwitchの操作部から手を離れたときに、操作部は、自動的に可動接点の位置に対応した位置を取らなければならない。 14.2 スwitchは、可動接点が入及び切の位置だけで、静止するような構造でなければならない。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	配線器具であり、一般的に、それ自体が始動、停止しない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	配線器具であり、一般的に、それ自体が始動、停止しない。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	配線器具であり、一般的に、それ自体が始動、停止しない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	15	15 耐老化性、防水性及び耐湿性 耐老化性、防水性及び耐湿性はJISC8281-1の箇条15による。 (15.2 スwitchの外郭による保護 Switchの外郭は、SwitchのIP分類に従って、危険部分への接近、外部固形物の進入による有害な影響及び水の浸入による有害な影響に対する保護を備えていなければならない。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	26	26 電磁環境両立性(EMC) 電磁環境両立性(EMC)はJISC8281-1の箇条26による。 (26.1 イミュニティ この規格の適用範囲内のSwitchは、電磁妨害に耐えるので、イミュニティ試験は必要としない。)	配線器具であり、一般的に、この規格の適用範囲内のSwitchは、電磁妨害に耐えることから、非該当とする。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を生ずるおそれがないものとする。	該当 非該当	26	26 電磁環境両立性(EMC) 電磁環境両立性(EMC)はJISC8281-1の箇条26による。 (26.2 エミッション 電磁妨害は、開閉動作中に限り発生することがあるが、これは連続的でないことからエミッション試験は必要としない。)	配線器具であり、電磁妨害が開閉動作中に限り発生することがあるが、これは連続的でないことからことから、非該当とする。
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 端子はJISC8281-1の箇条8による。 (8.9 表示は、耐久性があり、読みやすくなければならない。)	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用ものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用もの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用ものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C8281 - 2 - 3(2012) 規格名: 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ - 第2 - 3部: 遅延スイッチ(TDS)の個別要求事項

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	11 13 101	11 接地接続の手段 接地接続の手段はJISC8281-1の箇条11による。 (11.1 絶縁故障の場合に充電部となるおそれがある人が触れることのできる金属部は、接地端子をもつか又は恒久的かつ確実に接地端子に接続しなければならない。) 13 構造 構造はJISC8281-1の箇条13による。 (13.1 絶縁物の内張り、隔壁などは、十分な機械的強度をもち、確実な方法で固定しなければならない。) 13.3 感電に対する保護をする。カバー、カバープレート、操作部又はそれらの部分は、有効な固定によって、2か所以上で所定の位置に保持するようになっていなければならない。) 101 制御回路の異常状態 TDSは、制御回路が異常動作中の挙動(例えば、押しボタンの戻り不良)によって、周囲及び使用者に危険を与えることがないような構造でなければならない。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示はJISC8281-1の箇条8による。 8.8 JISC8281-1の8.8によるほか、次による。 (スイッチを取り付けるとき特別な措置が必要な場合は、これらの詳細は、スイッチに添付する取扱説明書に示さなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	15 19 20	15 耐老化性、防水性及び耐湿性 耐老化性、防水性及び耐湿性はJISC8281-1の箇条15による。 (15.1 耐老化性 スイッチは、経年劣化に耐えなければならない。 15.3 耐湿性 スイッチは、通常の使用状態で発生する可能性のある湿気に耐えなければならない。) 19 平常動作 平常動作はJISC8281-1の箇条19による。 (19.1 スwitchは、過度の摩耗、その他の有害な影響を受けず、通常の使用状態で生じる機械的ストレス、電気的ストレス、及び熱的ストレスに耐えなければならない。) 20 機械的強度 機械的強度はJISC8281-1の箇条20による。 (スイッチ、ボックス及び一般用以外のねじ込み式グランド(パッキン押さえ)はその取付けのとき及び使用の間に加わるストレスに耐えるように、十分な強度をもたなければならない。)	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	24	24 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性はJISC8281-1の箇条24による。 (24.2 IPX0を超えるIPコードのスイッチの充電部を所定の位置に保持する絶縁物は、耐トラッキング性材料でなければならない。)	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	10 21 22 25	10 感電に対する保護 感電に対する保護はJISC8281-1の箇条10による。 (10.3 定格電流が16A以下のスイッチの人が触れることができる部品は、次を除いて、絶縁材料製でなければならない。) 21 耐熱性 耐熱性はJISC8281-1の箇条21による。 (スイッチ及びボックスは、十分な耐熱性をもたなければならない。) 22 ねじ、通電部及び接続部 ねじ、通電部及び接続部はJISC8281-1の箇条22による。 (22.5 端子(接地端子も含む。)を含む通電部は、機器に発生する条件によって必要とするその用途に対応した十分な機械的強度、導電性及び耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。) 22.6 通常の使用状態で滑り動作を受ける接点は、耐腐食性金属でなければならない。) 25 耐腐食性 耐腐食性はJISC8281-1の箇条25による。 (カバー及びボックスを含む鉄製部品は、さびに対して適切に保護してなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	10	10 感電に関する保護 感電に関する保護はJISC8281-1の箇条10による。 (10.1 スイッチは、通常の使用状態に取り付け、結線したとき、工具を使用しないで外すことができる部品を外した後でも充電部に接触できないように設計していなければならない。)	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	10	10 感電に関する保護 感電に関する保護はJISC8281-1の箇条10による。 (10.2 ノブ、操作レバー、押しボタン、ロッカーなどは、絶縁材料製でなければならない。ただし、人が触れることができる金属部を二重絶縁若しくは強化絶縁によって機構の金属部から分離しているか、又はその金属部を確実に接地している場合は除く。)	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	16	16 絶縁抵抗及び耐電圧 絶縁抵抗及び耐電圧はJISC8281-1の箇条16による。 (スイッチの絶縁抵抗及び耐電圧は、十分でなければならない。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	21 24	21 耐熱性 耐熱性はJISC8281-1の箇条21による。 (スイッチ及びボックスは、十分な耐熱性をもたなければならない。) 24 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性はJISC8281-1の箇条24による。 (24.1 電気的作用によって熱的ストレスにさらされ、その劣化が、スイッチの安全性を損なう絶縁材料の部分は、異常な熱又は火災によって著しく影響を受けてはならない。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	17	17 温度上昇 温度上昇はJISC8281-1の箇条17による。 (17.1 スイッチは、通常の使用状態で過度の温度上昇がないような構造でなければならない。)	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	13 20 22	13 構造 構造はJISC8281-1の箇条13による。 (13.1 絶縁物の内張り、隔壁などは、十分な機械的強度をもち、確実な方法で固定しなければならない。) 20 機械的強度 機械的強度はJISC8281-1の箇条20による。 (スイッチ、ボックス及び一般用以外のねじ込み式(パッキン押さえ)は、その取付けのとき及び使用の間に加わるストレスに耐えるように、十分な機械的強度をもたなければならない。) 22 ねじ、通電部及び接続部 ねじ、通電部及び接続部はJISC8281-1の箇条22による。 (22.1 電氣的及び機械的接続部は、通常使用で生じる機械的ストレスに耐えなければならない。)	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	23	23 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離はJISC8281-1の箇条23による。 (23.2 絶縁シーリングコンパウンドは、それが入るくぼみの線から上にはみ出してはならない。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	26	26 電磁環境両立性(EMC) 電磁環境両立性(EMC)はJISC8281-1の箇条26による。 (26.2 エミッション 電磁妨害は、開閉動作中に限り発生することがあるが、これは、連続的でないことからエミッション試験は必要としない。)	配線器具であり、開閉動作中に限り電磁障害が発生することがあるが、これは、連続的でないことから非該当とする。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	14	14 機構 機構はJISC8281-1の箇条14による。 (14.1 スwitchの操作部から手を離れたときに、操作部は、自動的に可動接点の位置に対応した位置を取らなければならない。 14.2 スwitchは、可動接点が入及び切の位置だけで、静止するような構造でなければならない。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	配線器具であり、一般的に、それ自体が始動、停止しない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	配線器具であり、一般的に、それ自体が始動、停止しない。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項はJISC8281-1の箇条4による。 (スイッチ及び取り付けボックスは、通常の使用で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないように構成し、組み立てなければならない。)	配線器具であり、一般的に、それ自体が始動、停止しない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	15	15 耐老化性、防水性及び耐湿性 耐老化性、防水性及び耐湿性はJISC8281-1の箇条15による。 (15.2 スwitchの外郭による保護 Switchの外郭は、SwitchのIP分類に従って、危険部分への接近、外部固形物の進入による有害な影響及び水の浸入による有害な影響に対する保護を備えていなければならない。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	26	26 電磁環境両立性(EMC) 電磁環境両立性(EMC)はJISC8281-1の箇条26による。 (26.1 イミュニティ この規格の適用範囲内のSwitchは、電磁妨害に耐えるので、イミュニティ試験は必要としない。)	配線器具であり、一般的に、この規格の適用範囲内のSwitchは、電磁妨害に耐えることから、非該当とする。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を生ずるおそれがないものとする。	該当 非該当	26	26 電磁環境両立性(EMC) 電磁環境両立性(EMC)はJISC8281-1の箇条26による。 (26.2 エミッション 電磁妨害は、開閉動作中に限り発生することがあるが、これは連続的でないことからエミッション試験は必要としない。)	配線器具であり、電磁妨害が開閉動作中に限り発生することがあるが、これは連続的でないことから、非該当とする。
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 端子はJISC8281-1の箇条8による。 (8.9 表示は、耐久性があり、読みやすくなければならない。)	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C 6 9 5 0 - 1 (2012) 規格名: 情報技術機器 - 安全性 - 第1部: 一般要求事項

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	0.1 1.3.2	0.1 安全性の一般原則: 機器の通常動作状態だけでなく、起こり得る故障状態、更に引き続き生じる故障、予見できる誤動作、及び温度、高度、汚損、湿気、主電源の過電圧、ネットワーク線又はケーブル分配システムにおける外部からの影響を考慮しなければならない。 1.3.2 機器の設計及び構造: 機器は、いかなる通常の使用状態においても、及び起こり得る異常使用又は単一故障状態においても、人体が感電その他の危険にさらされる状態を避け、機器内から発生する火災の拡大を防止するように設計し、組み立てなければならない。	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	0.1 4.1 4.2 4.3	0.1 安全性の一般原則: 機器の通常動作状態だけでなく、起こり得る故障状態、更に引き続き生じる故障、予見できる誤動作、及び温度、高度、汚損、湿気、主電源の過電圧、ネットワーク線又はケーブル分配システムにおける外部からの影響を考慮しなければならない。 4.1 安定性: 機器及びユニットが不安定な状態となってはならない。 4.2 機械的強度: 機器は、十分な機械的強度をもっており、かつ危険を引きおこさない構造でなければならない。 4.3 設計及び構造: 設計及び構造に対する要求。	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	0.2 5.3 5.3.1	0.2 危険: 安全規格の適用は、次に示す危険要因による傷害又は損害の危険性を減少させることを意図している。感電、エネルギーによる危険、熱的危険、機械的危険、放射、化学的危険 5.3 異常動作及び故障状態 5.3.1 過負荷及び異常動作に対する保護: 機器は、機械的若しくは電気的な過負荷、故障、異常動作又は不注意な使用によって、火災又は感電の危険ができるだけ生じることがないように設計しなければならない	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	0.1 1.7.2 1.7.2.1	0.1 安全性の一般原則: 残余の危険に対しては表示又は指示の内容を明らかにする。 安全性に関する指示及び表示: 1.7.2.1 一般要求事項: 製造者が定めたように使用するとき、この規格の意図する範囲において機器に危険がないことを確実にするために必要な全ての条件に関して、十分な情報を使用者に対して提供しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	0.1 0.3 1.3.2 2.8	0.1 安全性の一般原則: 機器の通常動作状態だけでなく、起こり得る故障状態、更に引き続き生じる故障、予見できる誤動作、及び温度、高度、汚損、湿気、主電源の過電圧、ネットワーク線又はケーブル分配システムにおける外部からの影響を考慮しなければならない。 0.3 材料及びコンポーネント: 機器に構成に用いる材料及びコンポーネントは、危険を発生させることなく信頼のおける方法で機器の予定寿命の間、機能することが期待でき、かつ、火災の拡大を助長することがないように選択し、配置するのがよい。 1.3.2 機器の設計及び構造: 機器は、いかなる通常の使用状態においても、及び起こり得る異常使用又は単一故障状態においても、人体が感電その他の危険にさらされる状態を避け、機器内から発生する火災の拡大を防止するように設計し、組み立てなければならない。 2.8 安全インタロック: 操作者アクセスエリアに危険が通常存在する場合は、安全インタロックを備えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示がされているものとする。	該当 非該当	0.1 1.3.2	0.1 安全性の一般原則: 機器の通常動作状態だけでなく、起こり得る故障状態、更に引き続き生じる故障、予見できる誤動作、及び温度、高度、汚損、湿気、主電源の過電圧、ネットワーク線又はケーブル分配システムにおける外部からの影響を考慮しなければならない。 1.3.2 機器の設計及び構造: 機器は、いかなる通常の使用状態においても、及び起こり得る異常使用又は単一故障状態においても、人体が感電その他の危険にさらされる状態を避け、機器内から発生する火災の拡大を防止するように設計し、組み立てなければならない。	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	1.5 1.5.1 4.5.3	コンポーネント 1.5.1 一般要求事項: コンポーネントが安全性に関係がある場合、そのコンポーネントは、この規格の要求事項若しくは関連するコンポーネントに関するJISの安全性に関わる要求事項、又はコンポーネントに関するJISがない場合は、関連するコンポーネントに関するIEC規格の安全性に関わる要求事項のいずれかに適合しなければならない 4.5.3 材料の温度限度: 材料及びコンポーネントの温度は、規定する値を超えてはならない。	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	2.1 2.1.1	2.1 感電及びエネルギーによる危険に対する保護 2.1.1 操作者アクセスエリアにおける保護: 次の部分に操作者がアクセスすることを前提として、充電部分からの感電に対する保護のための要求事項について規定する。 - SELV回路の裸の部分 - 制限電流回路の裸の部分 - 規定する条件下におけるTNV回路 その他の充電部分、及びそれらの絶縁物へのアクセスは、規定による制限を受ける。 エネルギーによる危険に対する保護のための追加要求事項規定される。	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	5.1	タッチカレント及び保護導体電流 5.1.1 一般要求事項 機器は、タッチカレント又は保護導体電流のいずれから感電の危険が生じないように設計及び組み立てなければならない	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	2.9 5.2	電気絶縁 2.9.1 絶縁材料の特性 絶縁材料の選択及び使用に当たっては、電氣的、熱的及び機械的強度、動作電圧の周波数並びに動作環境(温度、気圧、湿度及び汚損度合)を考慮しなければならない。 耐電圧 5.2.1 一般要求事項 機器に使用されている固体絶縁物は、十分な耐電圧をもっていなければならない。	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4.7 4.7.1	耐火性 4.7.1 着火及び炎拡散の危険の減少: 機器又は機器の一部に対し、材料、電線、巻線コンポーネント及び集積回路、トランジスタ、サイリスタ、ダイオード、抵抗器、コンデンサなどの電子コンポーネントに影響を及ぼすおそれがある着火及び炎の拡散が生じないようにするには、次のいずれかの方法をとらなければならない。 方法1 着火及び炎の拡散の可能性を小さくするコンポーネント、電線及び材料の選択及び使用、並びに必要な場合は防火用エンクロージャを用いる。 方法2 規定された模擬故障試験を適用する。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4.5 4.5.1 表4C	温度に関する要求事項 4.5.1 一般要求事項: 接触可能な部分が一定温度を超えることを防止するための要求事項について規定する。 表4C 接触温度限度	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4.1 4.3 4.4	安定性 機器及びユニットは、通常使用状態で操作者及びサービス従事者に危害を及ぼすおそれがあるような不安定な状態となってはならない。 設計及び構造 4.3.1 縁及び角 機器の縁又は角が、それらの機器の中での位置又は役割を考慮して、操作者に危険が生じるおそれがある場合は、丸め又は面取りの処理を施さなければならない。 危険な可動部に対する保護 4.4.1 一般要求事項 機器の危険な可動部、すなわち人体に傷害を与える可能性がある可動部分は、人体への傷害の危険を軽減するように配置されるか、囲まれるか、又は保護されていないなければならない。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4.2	機械的強度 4.2.1 一般要求事項 機器は、十分な機械的強度をもっており、かつ、予期される取扱いにおいて、この規格で意図する危険を引き起こさない構造でなければならない	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	0.2	0.2 危険 安全規格の適用は、次に示す危険要因による傷害又は損傷の危険性を減少させることを意図している。 - 感電 - エネルギーによる危険 - 火災 - 熱的危険 - 機械的危険 - 放射 - 化学的危険	
				4.3.8	4.3.8 電池: 電池を内蔵する機器は、通常使用状態及び機器の中における単一の故障(1.4.14参照)において、火災、爆発及び化学的な漏液の危険がない構造でなければならない。	
				4.3.10	4.3.10 じんあい、粉末、液体及び気体: じんあい(例 紙粉)を生じる機器、又は粉末、液体若しくは気体を使用する機器は、通常動作、貯蔵、充填又は空になっている間に、濃縮、蒸発、漏れ、こぼれ又は腐食によって、これらの物質が危険な濃度に達することがなく、かつ、この規格でいう危険が起こりにくい構造でなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	4.3.1	4.3.13 放射 4.3.13.1 一般要求事項: 機器は、放射による人体への有害な影響、及び安全性に関係ある材料の損傷の危険性を軽減するよう設計しなければならない	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	5.3.8	5.3.8 無人使用を意図する機器: 無人使用を意図する機器で、サーモスタット、温度制限器及び温度過昇防止器を備えている機器、又は接点に並列に接続されたコンデンサが、ヒューズ又は同様のもので保護されていない機器は、次の試験を行う。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4.4.1	4.4.1 一般要求事項: 不意の復帰によって危険が発生するおそれがある場合は、自動復帰形温度過昇防止器、過電流保護デバイス、自動タイマ起動装置などを組み込んでなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	2.8.3	2.8.3 不慮の再発生: 安全インタロックは、カバー、防護物、扉などが閉位置以外の状態で、何かの拍子に危険が再び発生することがないように設計しなければならない	
				4.4.1	4.4.1 一般要求事項: 不意の復帰によって危険が発生するおそれがある場合は、自動復帰形温度過昇防止器、過電流保護デバイス、自動タイマ起動装置などを組み込んでなければならない。	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	5.3 5.3.1	5.3 異常動作及び故障状態 5.3.1 過負荷及び異常動作に対する保護: 機器は、機械的若しくは電気的な過負荷、故障、異常動作又は不注意な使用によって、火災又は感電の危険ができるだけ生じることがないように設計しなければならない。	機器の停止は一般的に安全なものと考えられるため、不意の停止に対しての明確な規定は無いが、左記の一般要求でカバーされるとみならず。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	2.7 2.7.1 3.2.5 表3B 3.5	2.7 一次回路における過電流及び地絡に対する保護 2.7.1 基本要求事項: 過電流、短絡及び地絡に対する一次回路の保護が、機器の一部として、又は建造物の設備の一部として備わってなければならない。 3.2.5 電源コード 表3B 導体の寸法 3.5 機器の相互接続	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	5.3 5.3.1	5.3 異常動作及び故障状態 5.3.1 過負荷及び異常動作に対する保護: 機器は、機械的若しくは電気的な過負荷、故障、異常動作又は不注意な使用によって、火災又は感電の危険ができるだけ生じることがないように設計しなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を生ずるおそれがないものとする。	該当 非該当		J55022(情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法)	雑音強さは、別基準で規定されている。
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	1.7.2 1.7.2.1 1.7.11	1.7.2 安全性に関する指示及び表示 1.7.2.1 一般要求事項: 製造業者が定めたように使用するとき、この規格の意図する範囲において機器に危険がないことを確実にするために必要な全ての条件に関して、十分な情報を使用者に対して提供しなければならない。 機器を動作、設置、保守、輸送又は保管する場合に危険が生じないようにするための特別な予防措置を講じる必要がある場合は、必要な指示を行わなければならない。 1.7.11 耐久性: この規格で要求する表示は、耐久性があり、かつ、容易に判読できなければならない。表示の耐久性に関しては、通常使用による影響を考慮しなければならない。	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C61558-1(2012) 規格名: 変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第1部: 通則及び試験

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	19 20 27	19 構造 19.1 第2部で規定する入力回路及び出力回路は互いに電氣的に分離し、また、一般に構造は、故意の行為による場合を除き、直接又は間接に他の導電部を通じてこれらの回路間に接続の可能性があってはならない。 19.4 クラス 変圧器については、可触導電部と電線管又は電源電線の金属シースとの間の接触を防止する措置を講じなければならない。 20 部品 20.5 出力回路内のコンセントは、そのコンセントと、配電規則、電圧、及び周波数に関して入力回路に使用できるコンセントに直接接続を意図するプラグとの間で危険なかん合ができないようなものでなければならない。 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 27.2 故障条件下の耐熱性 故障条件下の変圧器の絶縁システムは発火源として作用してはならず、巻き線間の絶縁破壊をもたらしてはならず、また、IP20以上の変圧器については、危険な充電部が可触であってはならない。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 8.14 設置又は使用のため事前に特別な注意の必要がある場合、その情報を与えなければならない(カタログ、データシート又は説明書による)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	15 16 17	15 短絡及び過負荷に対する保護 15.1 一般 変圧器は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険となつてはならない。 16 機械的強度 16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。 17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護 17.2 湿度処理 変圧器は、通常の使用で発生し得る湿度条件に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	17	17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な侵入に対する保護 IP00として表示し、試験しなければならないIP1Xを除き、変圧器の分類及び変圧器に表示したIP特性数字によって、変圧器のエンクロージャにはじんあい(塵埃)、固形物及び湿気の侵入に対する保護等級を備えていなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	27 28	27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 27.1 耐熱性 絶縁材料製の変圧器のすべての部分は、耐熱性をもっていなければならない。 27.3 耐火性 絶縁材料によるすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもちなければならない。 28 耐腐食性 そのさび(錆)によって変圧器が安全でなくなるような鉄部は適切に防せい(錆)保護しなければならない。	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	9	9 感電に関する保護 変圧器は(エンクロージャなどで)封入し、危険な充電部との偶然的な接触に対する適切な保護を備え、コンデンサに蓄積された電荷による感電のリスクがないものでなければならない。	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	19	19 構造 19.7 抵抗器又はコンデンサによって可触導電部に接続された導電部は、二重絶縁又は強化絶縁によって危険な充電部から分離しなければならない。 19.11 ハンドル、レバー、ノブ及び同種のもは絶縁材料でできているか、付加絶縁によって適切に覆われているか、又はこれらのシャフト又は固定具が絶縁不良のとき充電する可能性のある場合、こうした絶縁物によってシャフト又は固定具から分離していなければならない。 19.14 感電を防止するカバーは、しっかりと固定しなければならない。固定には二つ以上の独立した手段によって達成し、そのうち一つは工具の使用を必要としなければならない。	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	18 19	18 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流 18.1 一般 変圧器の絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は適切でなければならない。 19 構造 19.9 クラス 変圧器の付加絶縁として使用する入力及び出力巻線を分離する絶縁材料、及び天然又は合成ゴム製部品は、耐劣化性をもつか、又は、どのような割れが生じようとも、沿面距離が箇条26(沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離)に規定する値を下回って短絡しないように配置し寸法取りしていなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	19 27	19 構造 19.2 セルロイドのように高い可燃性が明らかな材料は、変圧器の構成に使用してはならない。 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 27.3 耐火性 絶縁材料による変圧器のすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	14	14 温度上昇 14.1 一般要求事項 変圧器及びその支持物は通常の使用では過熱してはならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	16	16 機械的強度 16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	19	19 構造 19.2 ワックス及びこれに類する含浸物は、その移動(マイグレーション)が適切に制限されない限り、使用してはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。	変圧器には、一般的に人体に危害を及ぼすような電磁波はない。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	8 20	8 表示 8.5 表示は、保護装置の適切な交換を保証するための十分な情報を含まなければならない。 8.7 変圧器のデザインから明らかでない限り、変圧器はそれを接続する方法をはっきり示す表示と一緒に供給しなければならない。 20 部品 20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	20	20 部品 20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。	変圧器には、一般的に電磁的妨害により障害が発生する機構はない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を生ずるおそれがないものとする。	該当 非該当		J55014-1(家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法)	雑音の強さは別規格で規定される。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 8.15 表示は耐久性があり、容易に判読可能でなければならない。	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C61558-2-1(2012)

規格名: 変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-1部: 一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	19 20 27	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19によるほか、次による。 19.1 入力回路及び出力回路は互いに電氣的に分離し、かつ、その構造は、意図的な行為による場合を除き、直接又は間接に他の導電部を通じてこれらの回路間に接続の可能性があってはならない。 (19.4 クラス 変圧器については、可触導電部と電線管又は電源電線の金属シースとの間の接触を防止する措置を講じなければならない。) 20 部品 部品は、JIS C61558-1の箇条20による。 (20.5 出力回路内のコンセントは、そのコンセントと、配電規則、電圧、及び周波数に関して入力回路に使用できるコンセントに直接接続を意図するプラグとの間で危険なかん合ができないようなものでなければならない。) 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.2 故障条件下の耐熱性 故障条件下の変圧器の絶縁システムは発火源として作用してはならず、巻き線間の絶縁破壊をもたらしてはならず、また、IP20以上の変圧器については、危険な充電部が可触であってはならない。)	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JIS C61558-1の箇条8による。 (8.14 設置又は使用のため事前に特別な注意の必要がある場合、その情報を与えなければならない(カタログ、データシート又は説明書による))	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	15 16 17	15 短絡及び過負荷に対する保護 短絡及び過負荷に対する保護は、JIS C61558-1の箇条15による。 (15.1 一般 変圧器は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険となつてはならない。) 16 機械的強度 機械的強度は、JIS C61558-1の箇条16による。 (16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。) 17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護は、JIS C61558-1の箇条17による (17.2 湿度処理 変圧器は、通常の使用で発生し得る湿度条件に耐えなければならない。)	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	17	17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な侵入に対する保護 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護は、JIS C61558-1の箇条17による (IP00として表示し、試験しなければならないIP1Xを除き、変圧器の分類及び変圧器に表示したIP特性数字によって、変圧器のエンクロージャにはじんあい(塵埃)、固形物及び湿気の侵入に対する保護等級を備えていなければならない。)	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	27 28	27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.1 耐熱性 絶縁材料製の変圧器のすべての部分は、耐熱性をもっていなければならない。 27.3 耐火性 絶縁材料によるすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。) 28 耐腐食性 耐腐食性は、JIS C61558-1の箇条28による。 (そのさび(錆)によって変圧器が安全でなくなるような鉄部は適切に防せい(錆)保護しなければならない。)	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	9	9 感電に関する保護 感電に関する保護は、JIS C61558-1の箇条9による。 (変圧器は(エンクロージャなどで)封入し、危険な充電部との偶然的接触に対する適切な保護を備え、コンデンサに蓄積された電荷による感電のリスクがないものでなければならない。)	

規格番号: JIS C61558-2-1(2012)

規格名: 変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-1部: 一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	19	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.7 抵抗器又はコンデンサによって可触導電部に接続された導電部は、二重絶縁又は強化絶縁によって危険な充電部から分離しなければならない。 19.11 ハンドル、レバー、ノブ及び同種のもは絶縁材料でできているか、付加絶縁によって適切に覆われているか、又はこれらのシャフト又は固定具が絶縁不良のとき充電する可能性のある場合、こうした絶縁物によってシャフト又は固定具から分離していなければならない。 19.14 感電を防止するカバーは、しっかりと固定しなければならない。固定には二つ以上の独立した手段によって達成し、そのうち一つは工具の使用を必要としなければならない。)	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	18 19	18 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は、JIS C61558-1の箇条18による。 (18.1 一般 変圧器の絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は適切でなければならない。) 19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.9 クラス 変圧器の付加絶縁として使用する入力及び出力巻線を分離する絶縁材料、及び天然又は合成ゴム製部品は、耐劣化性をもつか、又は、どのような割れが生じようとも、沿面距離が箇条26(沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離)に規定する値を下回って短絡しないように配置し寸法取りしていなければならない。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	19 27	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.2 セルロイドのように高い可燃性が明らかな材料は、変圧器の構成に使用してはならない。) 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.3 耐火性 絶縁材料による変圧器のすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	14	14 温度上昇 構造は、JIS C61558-1の箇条14による。 (14.1 一般要求事項 変圧器及びその支持物は通常の使用では過熱してはならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	16	16 機械的強度 機械的強度は、JISC61558-1の箇条16による。 (16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。)	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	19	19 構造 構造は、JISC61558-1の箇条19による。 (19.2 フックス及びこれに類する含浸物は、その移動(マイグレーション)が適切に制限されない限り、使用してはならない。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に人体に危害を及ぼすような電磁波はない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	8 20	8 表示 表示は、JISC61558-1の箇条8による。 (8.5 表示は、保護装置の適切な交換を保証するための十分な情報を含まなければならない。 8.7 変圧器のデザインから明らかでない限り、変圧器はそれを接続する方法をはっきり示す表示と一緒に供給しなければならない。) 20 部品 部品は、JISC61558-1の箇条20による。 (20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。

規格番号: JIS C61558-2-1(2012)

規格名: 変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-1部: 一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	20	20 部品 部品は、JISC61558-1の箇条20による。 (20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に電磁的妨害により障害が発生する機構はない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を生ずるおそれがないものとする。	該当 非該当		J55014-1(家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法)	雑音の強さは別規格で規定される。
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JISC61558-1の箇条8による。 (8.15 表示は耐久性があり、容易に判読可能でなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C61558-2-2(2012)

規格名: 変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-2部: 制御変圧器及び制御変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	19 20 27	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19によるほか、次による。 19.1 入力回路及び出力回路は互いに電氣的に分離し、かつ、その構造は、意図的な行為による場合を除き、直接又は間接に他の導電部を通じてこれらの回路間に接続の可能性があってはならない。 (19.4 クラス 変圧器については、可触導電部と電線管又は電源電線の金属シースとの間の接触を防止する措置を講じなければならない。) 20 部品 部品は、JIS C61558-1の箇条20による。 (20.5 出力回路内のコンセントは、そのコンセントと、配電規則、電圧、及び周波数に関して入力回路に使用できるコンセントに直接接続を意図するプラグとの間で危険なかん合ができないようなものでなければならない。) 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.2 故障条件下の耐熱性 故障条件下の変圧器の絶縁システムは発火源として作用してはならず、巻き線間の絶縁破壊をもたらしてはならず、また、IP20以上の変圧器については、危険な充電部が可触であってはならない。)	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JIS C61558-1の箇条8による。 (8.14 設置又は使用のため事前に特別な注意の必要がある場合、その情報を与えなければならない(カタログ、データシート又は説明書による))	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	15 16 17	15 短絡及び過負荷に対する保護 短絡及び過負荷に対する保護は、JIS C61558-1の箇条15による。 (15.1 一般 変圧器は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険となつてはならない。) 16 機械的強度 機械的強度は、JIS C61558-1の箇条16による。 (16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。) 17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護は、JIS C61558-1の箇条17による (17.2 湿度処理 変圧器は、通常の使用で発生し得る湿度条件に耐えなければならない。)	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	17	17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な侵入に対する保護 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護は、JIS C61558-1の箇条17による (IP00として表示し、試験しなければならないIP1Xを除き、変圧器の分類及び変圧器に表示したIP特性数字によって、変圧器のエンクロージャにはじんあい(塵埃)、固形物及び湿気の侵入に対する保護等級を備えていなければならない。)	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	27 28	27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.1 耐熱性 絶縁材料製の変圧器のすべての部分は、耐熱性をもっていなければならない。 27.3 耐火性 絶縁材料によるすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。) 28 耐腐食性 耐腐食性は、JIS C61558-1の箇条28による。 (そのさび(錆)によって変圧器が安全でなくなるような鉄部は適切に防せい(錆)保護しなければならない。)	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	9	9 感電に関する保護 感電に関する保護は、JIS C61558-1の箇条9による。 (変圧器は(エンクロージャなどで)封入し、危険な充電部との偶然的接触に対する適切な保護を備え、コンデンサに蓄積された電荷による感電のリスクがないものでなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	19	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.7 抵抗器又はコンデンサによって可触導電部に接続された導電部は、二重絶縁又は強化絶縁によって危険な充電部から分離しなければならない。 19.11 ハンドル、レバー、ノブ及び同種のもは絶縁材料でできているか、付加絶縁によって適切に覆われているか、又はこれらのシャフト又は固定具が絶縁不良のとき充電する可能性のある場合、こうした絶縁物によってシャフト又は固定具から分離していなければならない。 19.14 感電を防止するカバーは、しっかりと固定しなければならない。固定には二つ以上の独立した手段によって達成し、そのうち一つは工具の使用を必要としなければならない。)	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	18 19	18 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は、JIS C61558-1の箇条18による。 (18.1 一般 変圧器の絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は適切でなければならない。) 19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.9 クラス 変圧器の付加絶縁として使用する入力及び出力巻線を分離する絶縁材料、及び天然又は合成ゴム製部品は、耐劣化性をもつか、又は、どのような割れが生じようとも、沿面距離が箇条26(沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離)に規定する値を下回って短絡しないように配置し寸法取りしていなければならない。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	19 27	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.2 セルロイドのように高い可燃性が明らかな材料は、変圧器の構成に使用してはならない。) 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.3 耐火性 絶縁材料による変圧器のすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	14	14 温度上昇 構造は、JIS C61558-1の箇条14による。 (14.1 一般要求事項 変圧器及びその支持物は通常の使用では過熱してはならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	16	16 機械的強度 機械的強度は、JISC61558-1の箇条16による。 (16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。)	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	19	19 構造 構造は、JISC61558-1の箇条19による。 (19.2 フックス及びこれに類する含浸物は、その移動(マイグレーション)が適切に制限されない限り、使用してはならない。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に人体に危害を及ぼすような電磁波はない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	8 20	8 表示 表示は、JISC61558-1の箇条8による。 (8.5 表示は、保護装置の適切な交換を保証するための十分な情報を含まなければならない。 8.7 変圧器のデザインから明らかでない限り、変圧器はそれを接続する方法をはっきり示す表示と一緒に供給しなければならない。) 20 部品 部品は、JISC61558-1の箇条20による。 (20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	20	20 部品 部品は、JISC61558-1の箇条20による。 (20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に電磁的妨害により障害が発生する機構はない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を生ずるおそれがないものとする。	該当 非該当		J55014-1(家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法)	雑音の強さは別規格で規定される。
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JISC61558-1の箇条8による。 (8.15 表示は耐久性があり、容易に判読可能でなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C61558-2-4(2012)

規格名: 入力電圧1 100V以下の変圧器、リアクトル、電源装置及びこれに類する装置の安全性 - 第2-4部: 絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	19 20 27	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19によるほか、次による。 19.1 入力回路及び出力回路は、相互を電氣的に分離し、また、その構造は、故意の行為を除き、直接又は間接に他の導電部を介してこれらの回路間にいかなる接続も生じない構造でなければならない。 (19.4 クラス 変圧器については、可触導電部と電線管又は電源電線の金属シースとの間の接触を防止する措置を講じなければならない。) 20 部品 部品は、JIS C61558-1の箇条20による。 (20.5 出力回路内のコンセントは、そのコンセントと、配電規則、電圧、及び周波数に関して入力回路に使用できるコンセントに直接接続を意図するプラグとの間で危険なかん合ができないようなものでなければならない。) 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.2 故障条件下の耐熱性 故障条件下の変圧器の絶縁システムは発火源として作用してはならず、巻き線間の絶縁破壊をもたらしてはならず、また、IP20以上の変圧器については、危険な充電部が可触であってはならない。)	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JIS C61558-1の箇条8による。 (8.14 設置又は使用のため事前に特別な注意の必要がある場合、その情報を与えなければならない(カタログ、データシート又は説明書による))	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	15 16 17	15 短絡及び過負荷に対する保護 短絡及び過負荷に対する保護は、JIS C61558-1の箇条15による。 (15.1 一般 変圧器は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険となつてはならない。) 16 機械的強度 機械的強度は、JIS C61558-1の箇条16による。 (16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。) 17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護は、JIS C61558-1の箇条17による (17.2 湿度処理 変圧器は、通常の使用で発生し得る湿度条件に耐えなければならない。)	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	17	17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な侵入に対する保護 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護は、JIS C61558-1の箇条17による (IP00として表示し、試験しなければならないIP1Xを除き、変圧器の分類及び変圧器に表示したIP特性数字によって、変圧器のエンクロージャにはじんあい(塵埃)、固形物及び湿気の侵入に対する保護等級を備えていなければならない。)	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	27 28	27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.1 耐熱性 絶縁材料製の変圧器のすべての部分は、耐熱性をもっていなければならない。 27.3 耐火性 絶縁材料によるすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。) 28 耐腐食性 耐腐食性は、JIS C61558-1の箇条28による。 (そのさび(錆)によって変圧器が安全でなくなるような鉄部は適切に防せい(錆)保護しなければならない。)	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	9	9 感電に関する保護 感電に関する保護は、JIS C61558-1の箇条9による。 (変圧器は(エンクロージャなどで)封入し、危険な充電部との偶然的接触に対する適切な保護を備え、コンデンサに蓄積された電荷による感電のリスクがないものでなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	19	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.7 抵抗器又はコンデンサによって可触導電部に接続された導電部は、二重絶縁又は強化絶縁によって危険な充電部から分離しなければならない。 19.11 ハンドル、レバー、ノブ及び同種のもは絶縁材料でできているか、付加絶縁によって適切に覆われているか、又はこれらのシャフト又は固定具が絶縁不良のとき充電する可能性のある場合、こうした絶縁物によってシャフト又は固定具から分離していなければならない。 19.14 感電を防止するカバーは、しっかりと固定しなければならない。固定には二つ以上の独立した手段によって達成し、そのうち一つは工具の使用を必要としなければならない。)	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	18 19	18 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は、JIS C61558-1の箇条18による。 (18.1 一般 変圧器の絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は適切でなければならない。) 19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.9 クラス 変圧器の付加絶縁として使用する入力及び出力巻線を分離する絶縁材料、及び天然又は合成ゴム製部品は、耐劣化性をもつか、又は、どのような割れが生じようとも、沿面距離が箇条26(沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離)に規定する値を下回って短絡しないように配置し寸法取りしていなければならない。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	19 27	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.2 セルロイドのように高い可燃性が明らかな材料は、変圧器の構成に使用してはならない。) 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.3 耐火性 絶縁材料による変圧器のすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	14	14 温度上昇 構造は、JIS C61558-1の箇条14による。 (14.1 一般要求事項 変圧器及びその支持物は通常の使用では過熱してはならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	16	16 機械的強度 機械的強度は、JISC61558-1の箇条16による。 (16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。)	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	19	19 構造 構造は、JISC61558-1の箇条19による。 (19.2 フックス及びこれに類する含浸物は、その移動(マイグレーション)が適切に制限されない限り、使用してはならない。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に人体に危害を及ぼすような電磁波はない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	8 20	8 表示 表示は、JISC61558-1の箇条8による。 (8.5 表示は、保護装置の適切な交換を保証するための十分な情報を含まなければならない。 8.7 変圧器のデザインから明らかでない限り、変圧器はそれを接続する方法をはっきり示す表示と一緒に供給しなければならない。) 20 部品 部品は、JISC61558-1の箇条20による。 (20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。

規格番号: JIS C61558-2-4(2012)

規格名: 入力電圧1 100V以下の変圧器、リアクトル、電源装置及びこれに類する装置の安全性 - 第2-4部: 絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	20	20 部品 部品は、JISC61558-1の箇条20による。 (20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に電磁的妨害により障害が発生する機構はない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を生ずるおそれがないものとする。	該当 非該当		J55014-1(家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法)	雑音の強さは別規格で規定される。
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JISC61558-1の箇条8による。 (8.15 表示は耐久性があり、容易に判読可能でなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C61558-2-6(2012)

規格名: 入力電圧100V以下の変圧器、リアクトル、電源装置及びこれに類する装置の安全性 - 第2-6部: 安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	19 20 27	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19によるほか、次による。 19.1 入力回路及び出力回路は、相互を電氣的に分離し、また、その構造は、故意の行為を除き、直接又は間接に他の導電部を介してこれらの回路間にいかなる接続も生じない構造でなければならない。 (19.4 クラス 変圧器については、可触導電部と電線管又は電源電線の金属シースとの間の接触を防止する措置を講じなければならない。) 20 部品 部品は、JIS C61558-1の箇条20による。 (20.5 出力回路内のコンセントは、そのコンセントと、配電規則、電圧、及び周波数に関して入力回路に使用できるコンセントに直接接続を意図するプラグとの間で危険なかん合ができないようなものでなければならない。) 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.2 故障条件下の耐熱性 故障条件下の変圧器の絶縁システムは発火源として作用してはならず、巻き線間の絶縁破壊をもたらしてはならず、また、IP20以上の変圧器については、危険な充電部が可触であってはならない。)	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JIS C61558-1の箇条8による。 (8.14 設置又は使用のため事前に特別な注意の必要がある場合、その情報を与えなければならない(カタログ、データシート又は説明書による))	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	15 16 17	15 短絡及び過負荷に対する保護 短絡及び過負荷に対する保護は、JIS C61558-1の箇条15による。 (15.1 一般 変圧器は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険となつてはならない。) 16 機械的強度 機械的強度は、JIS C61558-1の箇条16による。 (16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。) 17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護は、JIS C61558-1の箇条17による (17.2 湿度処理 変圧器は、通常の使用で発生し得る湿度条件に耐えなければならない。)	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	17	17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な侵入に対する保護 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護は、JIS C61558-1の箇条17による (IP00として表示し、試験しなければならないIP1Xを除き、変圧器の分類及び変圧器に表示したIP特性数字によって、変圧器のエンクロージャにはじんあい(塵埃)、固形物及び湿気の侵入に対する保護等級を備えていなければならない。)	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	27 28	27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.1 耐熱性 絶縁材料製の変圧器のすべての部分は、耐熱性をもっていなければならない。 27.3 耐火性 絶縁材料によるすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもちなければならない。) 28 耐腐食性 耐腐食性は、JIS C61558-1の箇条28による。 (そのさび(錆)によって変圧器が安全でなくなるような鉄部は適切に防せい(錆)保護しなければならない。)	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	9	9 感電に関する保護 感電に関する保護は、JIS C61558-1の箇条9による。 (変圧器は(エンクロージャなどで)封入し、危険な充電部との偶然的接触に対する適切な保護を備え、コンデンサに蓄積された電荷による感電のリスクがないものでなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	19	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.7 抵抗器又はコンデンサによって可触導電部に接続された導電部は、二重絶縁又は強化絶縁によって危険な充電部から分離しなければならない。 19.11 ハンドル、レバー、ノブ及び同種のは絶縁材料でできているか、付加絶縁によって適切に覆われているか、又はこれらのシャフト又は固定具が絶縁不良のとき充電する可能性のある場合、こうした絶縁物によってシャフト又は固定具から分離してなければならない。 19.14 感電を防止するカバーは、しっかりと固定しなければならない。固定には二つ以上の独立した手段によって達成し、そのうち一つは工具の使用を必要としなければならない。)	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	18 19	18 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は、JIS C61558-1の箇条18による。 (18.1 一般 変圧器の絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は適切でなければならない。) 19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.9 クラス 変圧器の付加絶縁として使用する入力及び出力巻線を分離する絶縁材料、及び天然又は合成ゴム製部品は、耐劣化性をもつか、又は、どのような割れが生じようとも、沿面距離が箇条26(沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離)に規定する値を下回って短絡しないように配置し寸法取りしてなければならない。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	19 27	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.2 セルロイドのように高い可燃性が明らかな材料は、変圧器の構成に使用してはならない。) 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.3 耐火性 絶縁材料による変圧器のすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	14	14 温度上昇 構造は、JIS C61558-1の箇条14による。 (14.1 一般要求事項 変圧器及びその支持物は通常の使用では過熱してはならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	16	16 機械的強度 機械的強度は、JISC61558-1の箇条16による。 (16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。)	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	19	19 構造 構造は、JISC61558-1の箇条19による。 (19.2 フックス及びこれに類する含浸物は、その移動(マイグレーション)が適切に制限されない限り、使用してはならない。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に人体に危害を及ぼすような電磁波はない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	8 20	8 表示 表示は、JISC61558-1の箇条8による。 (8.5 表示は、保護装置の適切な交換を保証するための十分な情報を含まなければならない。 8.7 変圧器のデザインから明らかでない限り、変圧器はそれを接続する方法をはっきり示す表示と一緒に供給しなければならない。) 20 部品 部品は、JISC61558-1の箇条20による。 (20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	20	20 部品 部品は、JISC61558-1の箇条20による。 (20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に電磁的妨害により障害が発生する機構はない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を生ずるおそれがないものとする。	該当 非該当		J55014-1(家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法)	雑音の強さは別規格で規定される。
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JISC61558-1の箇条8による。 (8.15 表示は耐久性があり、容易に判読可能でなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。))の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C61558-2-7(2012)

規格名: 変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-7部: 玩具用変圧器及び玩具用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	19 20 27	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19によるほか、次による。 19.1 入出力回路は、相互を電氣的に分離し、また、その構造は、故意の行為を除き、直接又は他の金属部を介して間接的にこれらの回路間にいかなる接続も生じない構造でなければならない。 (19.4 クラス 変圧器については、可触導電部と電線管又は電源電線の金属シースとの間の接触を防止する措置を講じなければならない。) 20 部品 部品は、JIS C61558-1の箇条20による。 (20.5 出力回路内のコンセントは、そのコンセントと、配電規則、電圧、及び周波数に関して入力回路に使用できるコンセントに直接接続を意図するプラグとの間で危険なかん合ができないようなものでなければならない。) 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.2 故障条件下の耐熱性 故障条件下の変圧器の絶縁システムは発火源として作用してはならず、巻き線間の絶縁破壊をもたらしてはならず、また、IP20以上の変圧器については、危険な充電部が可触であってはならない。)	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JIS C61558-1の箇条8による。 (8.14 設置又は使用のため事前に特別な注意の必要がある場合、その情報を与えなければならない(カタログ、データシート又は説明書による))	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	15 16 17	15 短絡及び過負荷に対する保護 短絡及び過負荷に対する保護は、JIS C61558-1の箇条15による。 (15.1 一般 変圧器は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険となつてはならない。) 16 機械的強度 機械的強度は、JIS C61558-1の箇条16による。 (16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。) 17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護は、JIS C61558-1の箇条17による (17.2 湿度処理 変圧器は、通常の使用で発生し得る湿度条件に耐えなければならない。)	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	17	17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な侵入に対する保護 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護は、JIS C61558-1の箇条17による (IP00として表示し、試験しなければならないIP1Xを除き、変圧器の分類及び変圧器に表示したIP特性数字によって、変圧器のエンクロージャにはじんあい(塵埃)、固形物及び湿気の侵入に対する保護等級を備えていなければならない。)	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	27 28	27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.1 耐熱性 絶縁材料製の変圧器のすべての部分は、耐熱性をもっていなければならない。 27.3 耐火性 絶縁材料によるすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。) 28 耐腐食性 耐腐食性は、JIS C61558-1の箇条28による。 (そのさび(錆)によって変圧器が安全でなくなるような鉄部は適切に防せい(錆)保護しなければならない。)	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	9	9 感電に関する保護 感電に関する保護は、JIS C61558-1の箇条9による。 (変圧器は(エンクロージャなどで)封入し、危険な充電部との偶然的接触に対する適切な保護を備え、コンデンサに蓄積された電荷による感電のリスクがないものでなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	19	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.7 抵抗器又はコンデンサによって可触導電部に接続された導電部は、二重絶縁又は強化絶縁によって危険な充電部から分離しなければならない。 19.11 ハンドル、レバー、ノブ及び同種のは絶縁材料でできているか、付加絶縁によって適切に覆われているか、又はこれらのシャフト又は固定具が絶縁不良のとき充電する可能性のある場合、こうした絶縁物によってシャフト又は固定具から分離していなければならない。 19.14 感電を防止するカバーは、しっかりと固定しなければならない。固定には二つ以上の独立した手段によって達成し、そのうち一つは工具の使用を必要としなければならない。)	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	18 19	18 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は、JIS C61558-1の箇条18による。 (18.1 一般 変圧器の絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は適切でなければならない。) 19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.9 クラス 変圧器の付加絶縁として使用する入力及び出力巻線を分離する絶縁材料、及び天然又は合成ゴム製部品は、耐劣化性をもつか、又は、どのような割れが生じようとも、沿面距離が箇条26(沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離)に規定する値を下回って短絡しないように配置し寸法取りしていなければならない。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	19 27	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.2 セルロイドのように高い可燃性が明らかな材料は、変圧器の構成に使用してはならない。) 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.3 耐火性 絶縁材料による変圧器のすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	14	14 温度上昇 構造は、JIS C61558-1の箇条14による。 (14.1 一般要求事項 変圧器及びその支持物は通常の使用では過熱してはならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	16	16 機械的強度 機械的強度は、JISC61558-1の箇条16による。 (16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。)	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	19	19 構造 構造は、JISC61558-1の箇条19による。 (19.2 ワックス及びこれに類する含浸物は、その移動(マイグレーション)が適切に制限されない限り、使用してはならない。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に人体に危害を及ぼすような電磁波はない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	8 20	8 表示 表示は、JISC61558-1の箇条8による。 (8.5 表示は、保護装置の適切な交換を保証するための十分な情報を含まなければならない。 8.7 変圧器のデザインから明らかでない限り、変圧器はそれを接続する方法をはっきり示す表示と一緒に供給しなければならない。) 20 部品 部品は、JISC61558-1の箇条20による。 (20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するように安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	20	20 部品 部品は、JISC61558-1の箇条20による。 (20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に電磁的妨害により障害が発生する機構はない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を生ずるおそれがないものとする。	該当 非該当		J55014-1(家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法)	雑音の強さは別規格で規定される。
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JISC61558-1の箇条8による。 (8.15 表示は耐久性があり、容易に判読可能でなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C61558-2-13(2012)

規格名: 入力電圧100V以下の変圧器、リアクトル、電源装置及びこれに類する装置の安全性 - 第2-13部: 単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当 非該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術 基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	19 20 27	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.1 第2部で規定する入力回路及び出力回路は互いに電氣的に分離し、また、一般に構造は、故意の行為による場合を除き、直接又は間接に他の導電部を通じてこれらの回路間に接続の可能性があってはならない。 19.4 クラス 変圧器については、可触導電部と電線管又は電源電線の金属シースとの間の接触を防止する措置を講じなければならない。) 19.111 充電部品(接点の配線及び駆動回路)への直接接触からの保護を確保しなければならない。 20 部品 部品は、JIS C61558-1の箇条20による。 (20.5 出力回路内のコンセントは、そのコンセントと、配電規則、電圧、及び周波数に関して入力回路に使用できるコンセントに直接接続を意図するプラグとの間で危険なかん合ができないようなものでなければならない。) 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.2 故障条件下の耐熱性 故障条件下の変圧器の絶縁システムは発火源として作用してはならず、巻き線間の絶縁破壊をもたらしてはならず、また、IP20以上の変圧器については、危険な充電部が可触であってはならない。)	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JIS C61558-1の箇条8による。 (8.14 設置又は使用のため事前に特別な注意の必要がある場合、その情報を与えなければならない(カタログ、データシート又は説明書による))	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	15 16 17	15 短絡及び過負荷に対する保護 短絡及び過負荷に対する保護は、JIS C61558-1の箇条15による。 (15.1 一般 変圧器は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険となつてはならない。) 16 機械的強度 機械的強度は、JIS C61558-1の箇条16による。 (16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。) 17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護は、JIS C61558-1の箇条17による (17.2 湿度処理 変圧器は、通常の使用で発生し得る湿度条件に耐えなければならない。)	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	17	17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な侵入に対する保護 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護は、JIS C61558-1の箇条17による (IP00として表示し、試験しなければならないIP1Xを除き、変圧器の分類及び変圧器に表示したIP特性数字によって、変圧器のエンクロージャにはじんあい(塵埃)、固形物及び湿気の侵入に対する保護等級を備えていなければならない。)	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	27 28	27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.1 耐熱性 絶縁材料製の変圧器のすべての部分は、耐熱性をもっていなければならない。 27.3 耐火性 絶縁材料によるすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性を満たなければならない。) 28 耐腐食性 耐腐食性は、JIS C61558-1の箇条28による。 (そのさび(錆)によって変圧器が安全でなくなるような鉄部は適切に防せい(錆)保護しなければならない。)	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	9	9 感電に関する保護 感電に関する保護は、JIS C61558-1の箇条9による。 (変圧器は(エンクロージャなどで)封入し、危険な充電部との偶然的接触に対する適切な保護を備え、コンデンサに蓄積された電荷による感電のリスクがないものでなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	19	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.7 抵抗器又はコンデンサによって可触導電部に接続された導電部は、二重絶縁又は強化絶縁によって危険な充電部から分離しなければならない。 19.11 ハンドル、レバー、ノブ及び同種のは絶縁材料でできているか、付加絶縁によって適切に覆われているか、又はこれらのシャフト又は固定具が絶縁不良のとき充電する可能性のある場合、こうした絶縁物によってシャフト又は固定具から分離していなければならない。 19.14 感電を防止するカバーは、しっかりと固定しなければならない。固定には二つ以上の独立した手段によって達成し、そのうち一つは工具の使用を必要としなければならない。)	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	18 19	18 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は、JIS C61558-1の箇条18による。 (18.1 一般 変圧器の絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は適切でなければならない。) 19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.9 クラス 変圧器の付加絶縁として使用する入力及び出力巻線を分離する絶縁材料、及び天然又は合成ゴム製部品は、耐劣化性をもつか、又は、どのような割れが生じようとも、沿面距離が箇条26(沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離)に規定する値を下回って短絡しないように配置し寸法取りしていなければならない。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	19 27	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.2 セルロイドのように高い可燃性が明らかな材料は、変圧器の構成に使用してはならない。) 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.3 耐火性 絶縁材料による変圧器のすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	14	14 温度上昇 構造は、JIS C61558-1の箇条14による。 (14.1 一般要求事項 変圧器及びその支持物は通常の使用では過熱してはならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	16	16 機械的強度 機械的強度は、JISC61558-1の箇条16による。 (16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。)	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	19	19 構造 構造は、JISC61558-1の箇条19による。 (19.2 フックス及びこれに類する含浸物は、その移動(マイグレーション)が適切に制限されない限り、使用してはならない。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に人体に危害を及ぼすような電磁波はない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	8 20	8 表示 表示は、JISC61558-1の箇条8による。 (8.5 表示は、保護装置の適切な交換を保証するための十分な情報を含まなければならない。 8.7 変圧器のデザインから明らかでない限り、変圧器はそれを接続する方法をはっきり示す表示と一緒に供給しなければならない。) 20 部品 部品は、JISC61558-1の箇条20による。 (20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	20	20 部品 部品は、JISC61558-1の箇条20による。 (20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に電磁的妨害により障害が発生する機構はない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を生ずるおそれがないものとする。	該当 非該当		J55014-1(家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法)	雑音の強さは別規格で規定される。
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JISC61558-1の箇条8による。 (8.15 表示は耐久性があり、容易に判読可能でなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当			当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C61558-2-16(2012)

規格名: 入力電圧1100V以下の変圧器、リアクトル、電源装置及びこれに類する装置の安全性 - 第2-16部: スイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	19 20 27	19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19によるほか、次による。 19.1.2.1 入力回路及び出力回路は互いに電氣的に分離し、かつ、その構造は、故意の行為による場合を除き、直接又は間接に他の導電部を通じてこれらの回路間に接続の可能性があってはならない。 (19.4 クラス 変圧器については、可触導電部と電線管又は電源電線の金属ケースとの間の接触を防止する措置を講じなければならない。) 20 部品 部品は、JIS C61558-1の箇条20による。 (20.5 出力回路内のコンセントは、そのコンセントと、配電規則、電圧、及び周波数に関して入力回路に使用できるコンセントに直接接続を意図するプラグとの間で危険なかん合ができないようなものでなければならない。) 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.2 故障条件下の耐熱性 故障条件下の変圧器の絶縁システムは発火源として作用してはならず、巻き線間の絶縁破壊をもたらしてはならず、また、IP20以上の変圧器については、危険な充電部が可触であってはならない。)	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JIS C61558-1の箇条8による。 (8.14 設置又は使用のため事前に特別な注意の必要がある場合、その情報を与えなければならない(カタログ、データシート又は説明書による))	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	15 16 17	15 短絡及び過負荷に対する保護 短絡及び過負荷に対する保護は、JIS C61558-1の箇条15による。 (15.1 一般 変圧器は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険となつてはならない。) 16 機械的強度 機械的強度は、JIS C61558-1の箇条16による。 (16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。) 17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護は、JIS C61558-1の箇条17による (17.2 湿度処理 変圧器は、通常の使用で発生し得る湿度条件に耐えなければならない。)	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	17	17 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な侵入に対する保護 じんあい(塵埃)、固形物及び水分の有害な進入に対する保護は、JIS C61558-1の箇条17による (IP00として表示し、試験しなければならないIP1Xを除き、変圧器の分類及び変圧器に表示したIP特性数字によって、変圧器のエンクロージャにはじんあい(塵埃)、固形物及び湿気の侵入に対する保護等級を備えていなければならない。)	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	27 28	27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.1 耐熱性 絶縁材料製の変圧器のすべての部分は、耐熱性をもっていなければならない。 27.3 耐火性 絶縁材料によるすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもちなければならない。) 28 耐腐食性 耐腐食性は、JIS C61558-1の箇条28による。 (そのさび(錆)によって変圧器が安全でなくなるような鉄部は適切に防せい(錆)保護しなければならない。)	
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	9	9 感電に関する保護 感電に関する保護は、JIS C61558-1の箇条9による。 (変圧器は(エンクロージャなどで)封入し、危険な充電部との偶然的接触に対する適切な保護を備え、コンデンサに蓄積された電荷による感電のリスクがないものでなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	15 19	15 短絡及び過負荷に対する保護 15.101 電子回路は、SMPS内の故障状態が感電又は火災による障害を引き起こすことがないように、かつ、機器の意図しない動作が安全性を損なうことがないように設計し、使用しなければならない。 19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.7 抵抗器又はコンデンサによって可触導電部に接続された導電部は、二重絶縁又は強化絶縁によって危険な充電部から分離しなければならない。 19.11 ハンドル、レバー、ノブ及び同種のもものは絶縁材料でできているか、付加絶縁によって適切に覆われているか、又はこれらのシャフト又は固定具が絶縁不良のとき充電する可能性のある場合、こうした絶縁物によってシャフト又は固定具から分離していなければならない。 19.14 感電を防止するカバーは、しっかりと固定しなければならない。固定には二つ以上の独立した手段によって達成し、そのうち一つは工具の使用を必要としなければならない。)	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	18 19	18 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は、JIS C61558-1の箇条18による。 (18.1 一般 変圧器の絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は適切でなければならない。) 19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.9 クラス 変圧器の付加絶縁として使用する入力及び出力巻線を分離する絶縁材料、及び天然又は合成ゴム製部品は、耐劣化性をもつか、又は、どのような割れが生じようとも、沿面距離が箇条26(沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離)に規定する値を下回って短絡しないように配置し寸法取りしてなければならない。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	15 19 27	15 短絡及び過負荷に対する保護 15.101 電子回路は、SMPS内の故障状態が感電又は火災による障害を引き起こすことがないように、かつ、機器の意図しない動作が安全性を損なうことがないように設計し、使用しなければならない。 19 構造 構造は、JIS C61558-1の箇条19による。 (19.2 セルロイドのように高い可燃性が明らかな材料は、変圧器の構成に使用してはならない。) 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性は、JIS C61558-1の箇条27による。 (27.3 耐火性 絶縁材料による変圧器のすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	14	14 温度上昇 構造は、JIS C61558-1の箇条14による。 (14.1 一般要求事項 変圧器及びその支持物は通常の使用では過熱してはならない。)	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	16	16 機械的強度 機械的強度は、JISC61558-1の箇条16による。 (16.1 一般 変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。)	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	19	19 構造 構造は、JISC61558-1の箇条19による。 (19.2 ワックス及びこれに類する含浸物は、その移動(マイグレーション)が適切に制限されない限り、使用してはならない。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に人体に危害を及ぼすような電磁波はない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	8 20	8 表示 表示は、JISC61558-1の箇条8による。 (8.5 表示は、保護装置の適切な交換を保証するための十分な情報を含まなければならない。 8.7 変圧器のデザインから明らかでない限り、変圧器はそれを接続する方法をはっきり示す表示と一緒に供給しなければならない。) 20 部品 部品は、JISC61558-1の箇条20による。 (20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	4	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。)	変圧器には、一般的に始動、停止する機構はない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	20	20 部品 部品は、JISC61558-1の箇条20による。 (20.6 温度過昇防止装置、温度ヒューズ、過負荷リレー、ヒューズ、その他の過負荷保護装置には適切な遮断能力がなければならない。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	4 26	4 一般要求事項 一般要求事項は、JISC61558-1の箇条4による。 (4.1 変圧器は、製造事業者の指示によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。) 26 沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離 26.102 周波数が30kHzを超える場合、JISC60664-4(低圧系統内機器の絶縁協調-第4部:高周波電圧ストレスの考慮)に従って、次の要求事項が適用できる。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当		J55014-1(家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法)	雑音の強さは別規格で規定される。
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	8	8 表示 表示は、JISC61558-1の箇条8による。 (8.15 表示は耐久性があり、容易に判読可能でなければならない。)	

技術基準			該当	整合規格		補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当			当該要求事項は、扇風機及び換気扇に対するものであり、非該当。
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当			当該要求事項は、電気冷房機に対するものであり、非該当。
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	<p>三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当			当該要求事項は、電気洗濯機及び電気脱水機に対するものであり、非該当。
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	<p>四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当			当該要求事項は、テレビジョン受信機に対するものであり、非該当。